

答申第 6 4 号 (諮問第 6 7 号)

- (1) 平成 1 5 年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費 (県費) 支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て
 - (2) 平成 1 5 年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費 (県費) 支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全て
- の部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった公文書の非開示部分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

- (1) 報償費証拠書類編中の捜査費総括表の非開示部分のうち、「前月からの繰越金」等各金額記載欄の金額
- (2) 報償費現金出納簿の非開示部分のうち、「本部長から交付受 月分報償費」に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「前葉締高」に係る収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「 月分計」に係る摘要欄、収入金額欄及び支払金額欄、「累計」に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「追次締高」に係る収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「 月分計」に係る所属長等の印影、「引継」に係る記述、年月日、前任者及び後任者の記述、「前任者及び後任者」に係る職・氏名及び印影

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年11月29日付けで、平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て、平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全ての開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成16年12月13日、開示請求に対応する公文書として、次の公文書を特定した上で、条例第14条第2号、第4号に該当する情報が含まれていることを理由として、それぞれ部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

少年課が支出した平成15年度分捜査報償費（県費）に係る報償費証拠書類編（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、（返納金）領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等）、報償費現金出納簿
交通指導課が支出した平成15年度分捜査報償費（県費）に係る報償費証拠書類編（捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、（返納金）領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等）、報償費現金出納簿

なお、開示しない部分及び当該部分を開示しない個々の理由は、別紙のとおりである（返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、（返納金）領収書は全部開示されている）。

また、請求は少年課、交通指導課にそれぞれ2件ずつであるが、文書の保有状況は

捜査諸雑費とそれ以外の支出で区分されていないので、特定された公文書は重複する。

3 審査請求

請求人は、本件処分のうち非開示決定処分を取り消すとの裁決を求め、行政不服審査法第5条の規定に基づき、平成17年2月10日付で、本件処分を不服として実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年3月9日、本件請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点

1 争点1（条例第14条第4号該当性）

捜査費総括表に記載された金額（ただし、返納に係るものを除く。）が、条例第14条第4号に該当するか。

2 争点2（条例第14条第2号該当性）

報償費証拠書類編に記載された情報提供者等の住所・氏名等に係る情報が、条例第14条第2号に該当するか。

報償費証拠書類編及び報償費現金出納簿に記載された警部補以下の職員の氏名が、条例第14条第2号に該当するか。

3 争点3（条例第14条第4号該当性）

報償費証拠書類編（ただし、捜査費総括表を除く。）に記載された情報（情報提供者等の住所・氏名に係る情報等を含む。）が、条例第14条第4号に該当するか。

4 争点4（条例第14条第4号該当性）

報償費現金出納簿に記載された情報（ただし、開示されているものを除く）が、条例第14条第4号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1（条例第14条第4号該当性）

（1）請求人の主張

不正支出を目的とした非開示決定処分は裁量権の逸脱（他事考慮）として違法である。

犯罪捜査報償費（犯罪捜査協力報償費あるいは捜査費）とは、本来、刑事・保安・交通等各種犯罪の捜査に伴う情報提供者・捜査協力者に対する謝金及び謝金支払に関連して必要となる諸雑費（接触費・交通費等）である。

非開示処分は、羈束行為であり、処分庁に裁量判断の余地はない。したがって、そもそも、非開示処分は、条例が認めた非開示処分の本来の目的を実現するためのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた非開示処分は、違法となる。

ところが、本件犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出である。

そして、本件非開示処分は、本件犯罪捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出を

隠蔽するという情報公開条例が是認する非開示処分の本来の目的以外の目的のために行われたものである。

したがって、本件非開示処分は、条例第14条の非開示事由の該当性を検討するまでもなく、違法である。

実施機関は、犯罪捜査報償費について、「その変動状況から犯罪捜査の進展状況の分析が可能となり、また、個別事件に対する警察の取り組み、方針等の分析が可能となることから、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある」等と主張し、非開示処分は、条例第14条第4号の公共安全情報に該当するという。

また、「公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして実施機関が定める職にある職員の氏名である」等と主張し、非開示処分は条例第14条第2号の個人情報に該当するともいう。

しかし、条例第14条第2号及び第4号の非開示事由の解釈や立証責任の観点からしても、本件処分における犯罪捜査報償費に関する情報についての条例第14条第2号及び第4号該当性は否定されるべきである。

なお、前回の答申（群馬県公文書開示審査会答申第60号）で「具体的な捜査の過程や情報収集活動の手法を明らかにしてしまう要素がないとはいえない」という判断をしているが、素人が見てもほとんどそのようなところまで分からないだろうし、国民の税金を使って調べた情報や公文書はそもそも国民のものであるから、全体を非開示にするというのは、本当に生命の危険になることや捜査中のことは仕方がないにしても、捜査が片づいたことは一定の配慮を持って公開するというのが、今の時代の新しい流れである。

（2）実施機関の主張

警察が協力者から情報提供を得ることは犯罪捜査の重要な手法であり、捜査費の執行の状況はこれを客観的に表している。

捜査費の執行状況は、犯罪捜査活動を費用の面から表すものであり、特定所属における捜査費予算の受入状況や執行状況は、当該所属における捜査活動の予定や緩急をそのまま反映している。これら特定所属の捜査費執行情報を一連のものとして捉えれば、各月ごとのこれらの金額を比較分析した場合、個別事件に係る捜査の進展状況や、伏在している事案に係る対応の進捗状況を推測することができることから、これを公にした場合、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪企図者が捜査の裏を掻いた犯罪を敢行するおそれがあり、犯罪捜査に支障を生ずることとなる。

2 争点2（条例第14条第2号該当性）

（1）請求人の主張

争点1と同じ。

（2）実施機関の主張

捜査費証拠書類には、情報提供者の住所、氏名等条例第14条第2号に該当する個人識別情報が記載されている。

また、警部補以下の職員の氏名は、条例第14条第2号八の規定に係る実施機関が定める職（平成14年群馬県警察本部告示第1号で規定）により非開示となる。

3 争点3（条例第14条第4号該当性）

（1）請求人の主張

争点1と同じ。

（2）実施機関の主張

ア 警察に情報を提供する者は、自分の住所・氏名はもとより、特定の事件等に関して情報提供をしたという事実自体をも公にされないことを前提に、警察を信頼して協力しているものである。

捜査費執行の対象となる情報提供者は、本人又は組織の構成員等の限定された者しか知り得ない情報を警察に提供するのであり、情報の内容も、自分が所属している組織内部、企業内部、友人、近隣者等に関するものであることから、たとえ提供者の氏名を公にしなくても、情報提供があった事実を公にするだけで提供者が推測されてしまう場合がある。

情報が、例えば暴力団、麻薬組織、テロ集団等に関するものであれば、警察への協力的行為が、即、生命の危険にもなりかねない。また、近隣者の情報、選挙事務所、官公庁等の情報である場合には、生命、身体に危害を加えられるおそれはないとしても、村八分のような精神的危害を受けるおそれは十分考えられる。

このように情報提供があった事実のみが公になった場合であっても、そのことによって、今後、警察に対する情報提供が得られなくなるおそれは多分にある。

このようなことから、情報提供者に関する情報は条例第14条第4号に該当する。

イ 捜査員の氏名について

捜査員は、階級を問わず、犯罪現場や警察が規制する現場において、直接、被疑者や利害関係者と対峙し警察権限を強制的に執行することから、これらの対象者から反感を招きやすく、警察官本人や家族を対象とした仕返しなどの危害を加えられるおそれが大きい。よって、捜査員は階級を問わず条例第14条第4号に該当する。

ウ 公共安全情報該当性に係る相当の理由

例えば、犯罪を敢行した者や犯罪企図者、暴力団組織、麻薬組織、テロ組織等が捜査の手法、体制、方針、傾向等について、捜査費に係る証拠書類に詳細な分析を加えた場合は、かなりの精度でこれらを知ることになる。犯罪組織等がこれらの情報を取得した場合は、検挙の遅れや更なる被害の発生はもとより、テロ組織はテロ敢行に有意な情報を取得することになる。

エ 表紙及び各月分捜査費総括表以外の部分を非開示とした具体的理由

（ア）表紙及び各月分捜査費総括表以外の部分には、捜査費の対象事件名、支払年月日、支払先、支払金額、具体的支払内容等の個別情報が記載されており、犯罪捜査活動を客観的に反映しているため、これらの記述から捜査の体制、方針、手法、捜査活動の動向等を推測できることから、被疑者、犯罪企図者、犯罪組織等が報道等の情報や自らが保有する具体的情報と比較分析した場合、特定所

属の捜査活動等の活発さや進展状況等を推測されるおそれがある。

本件対象公文書には、非開示決定の時点で、関連事件を含め捜査継続中の事件に係る個別執行情報を記録したものが含まれているが、これを公にした場合、関連事件を含め当該事件に係る各種情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るなど、犯罪捜査に支障が生ずるおそれがある。

また、終結した捜査であっても、個別情報は、事件ごとの捜査の体制、方針、手法、進展状況といった一連の各種捜査情報を反映するものであることから、前述のとおり、犯罪企図者等がこれらを分析する可能性があり、これらの捜査体制や手法に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。

- (イ) 証拠書類は作成する様式が規定されていることから、捜査費の執行件数と証拠書類の作成枚数は概ね比例している。このため、各月ごとの証拠書類の枚数は捜査費の執行件数の多少をそのまま反映することになり、これを事件ごとの一連のものとして捉えれば、個別事件ごとの捜査の緩急をそのまま反映する結果となる。つまり、個別事件の内偵を開始したときから捜査費の執行件数が増加傾向を示すことから、捜査の着手の有無や進捗状況等が推測でき、被疑者等の事件関係者がこれを認識した場合は、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれもある。

4 争点4 (条例第14条第4号該当性)

(1) 請求人の主張

争点1と同じ。

(2) 実施機関の主張

- (ア) 報償費現金出納簿には、交付日ごと、捜査員ごと、事件ごとの捜査費の交付状況が記載されている。これらの情報からは捜査費の毎月の交付回数が判明し、争点1と3での主張と同様に個別事件ごとの犯罪捜査の緩急がそのまま表れることから、捜査の着手時期や進捗状況が推測できる。

また、捜査費の交付日と報道による情報、被疑者等が持つ情報等と比較分析することにより情報提供者が特定され、被疑者等の関係者から危害を加えられるおそれがある。

- (イ) 報償費現金出納簿の摘要欄には、捜査費の支出事由、捜査費の氏名等が記載されており、特定事件に係る捜査活動の進捗状況が判明するおそれがある。また、当該犯罪等に係る担当捜査員を知ることによって、捜査員やその家族等を対象とした仕返しを受けるなどのおそれもある。

- (ウ) 報償費現金出納簿の収入金額、支払金額、差引金額の各欄からは、それぞれ当該金額が判明し、特定事件に係る捜査活動等の動向や緩急等が推測できることから、被疑者等の関係者が逃亡や証拠隠滅等を図るおそれがある。

第5 審査会の判断

1 争点1 (条例第14条第4号該当性)

当該公文書には、当該月の前月からの繰越金 (当該月の前月末の残額)、本月受入

額（当該月に取扱者に交付された金額）、本月支払額（当該月に捜査員に交付した額の合計額から精算による返納の額の合計額を除いた額）、当該月の月末の残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額又は追給額が記載されている。

これらの情報について、群馬県公文書開示審査会答申第60号に引き続いて実施機関から説明を受けたところであるが、今回についても、各課別の捜査費の支出入額（月額）の推移が、当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると認められるものの、その増減の状況を公にすることにより、直ちに被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどして犯罪捜査に支障が生じるおそれがあるとまで認めることはできなかった。

したがって、この公文書についての実施機関の裁量権を完全に否定するものではないが、本件事案については、非開示とした判断に相当の理由があるとは認められず、開示するのが相当と判断される。

2 争点2（条例第14条第2号該当性）

- (1) 情報提供者等が謝礼金を受領した際等に作成する領収書等には、情報提供者の住所、氏名等の個人識別情報が記録されており、条例第14条第2号本文に該当するとともに、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないため、非開示とすべき個人情報に該当する。
- (2) 本件捜査費証拠書類編等の各帳票に記録された捜査員の情報が、条例第14条第2号ただし書でいう、当該公務員の職務の遂行に係る情報に該当するのは明らかである。

しかし、非開示とされたもののうち、警部補以下の職にある捜査員の氏名については、実施機関が、氏名を公にしない職にあると定めた公務員の氏名である（平成14年群馬県警察本部告示第1号）。

したがって、これらはただし書ハに該当せず、条例第14条第2号により非開示とされる個人情報に該当する。

なお、情報提供者の住所、氏名等及び警部補以下の職にある捜査員の氏名は、争点3の条例第14条第4号の非開示理由も重疊的に係ると判断される。

3 争点3（条例第14条第4号該当性）

実施機関は、本件対象公文書となった領収書等の帳票を全部非開示としている。その理由として、これらの開示により事件捜査等の動向が明らかとなり、被疑者等事件関係者において、逃亡及び証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあること、同種の事件を企図している者に対して、捜査等の体制についての有利な情報を提供することとなり、今後の犯行が容易となるおそれがあること、捜査協力者等の特定の個人が識別され、被疑者等により危害が加えられるおそれがあることを主張している。これらの主張については相当の理由が認められ、結局、条例第14条第4号所定の情報に該当する。

なお、領収書のうち、債主が協力者ではなく商店やレストラン等に係るものについ

ては、協力者が判明するという意味での非開示理由はないものの、これらについても具体的捜査の過程や、情報収集活動の手法を明らかにしてしまう要素がないとはいえず、実施機関の判断が、明らかに裁量を逸脱したものとまでは認められない。

おって、捜査が完了した事件であっても、上記と同様に、捜査費の個別内容が開示されると捜査手法が明らかになる可能性も否定できず、その意味で、公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがないとはいえない。

また、捜査員は、階級を問わず、犯罪現場や警察規制の現場において、直接、被疑者や利害関係者と対峙し警察権限を強制的に執行することから、これらの対象者から反感を招きやすく、警察官本人や家族を対象とした仕返しなどの危害が加えられるおそれは否定できない。

さらに、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書等の書類については、捜査費の執行や精算に関して記載されたものであり、その記載情報は、基本的に上記の領収書等と同様公にすることにより、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどの可能性を否定することはできないので、上記判断と同様、明らかに裁量を逸脱したものと認められない。

4 争点4（条例第14条第4号該当性）

当該公文書には、捜査費の受入及び支出の年月日、金額、差引残額、月分計額及び累計額等のほか、収入及び支出の理由である費目、事件名、捜査員名が記載されている。

実施機関は、これらを開示すると、現金出納簿の収入金額、支払金額、差引金額の各欄からは、それぞれ当該金額が判明し、特定事件に係る捜査活動等の動向や緩急等が推測できることから、被疑者等の関係者が逃亡や証拠隠滅等を図るおそれがある旨等を主張している。

これらのうち、「本部長から交付受 月分報償費」に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「前葉締高」に係る収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「 月分計」に係る摘要欄、収入金額欄及び支払金額欄、「累計」に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄、「追次締高」に係る収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項については、各課別の捜査費の支出入額（月額）の推移が、当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、被疑者等事件関係者が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じる等犯罪捜査に支障が生じるおそれがあるとまで認めることはできなかった。よって、争点1の公文書と同様に、実施機関の裁量権を完全に否定するものではないが、本件事案については、非開示とした判断に相当の理由があるとは認められず、開示するのが相当と判断される。

また、「 月分計」に係る所属長等の印影、「引継」に係る記述、年月日、前任者及び後任者の記述及び「前任者及び後任者」に係る職・氏名及び印影は、これらの情報に記載されている職員については、個別捜査を担当する捜査員ではなく、それぞれ所属を総括する立場にある警部以上の職員のものであるから、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあると認めることはできず、開示することが妥当である。

その他の情報については、公にすることにより、特定の事件の捜査状況が把握され、

被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどの可能性を否定することはできず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報と認めることができる。

第6 その他の判断

請求人は、本件犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出であり、本件非開示処分は、本件犯罪捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出を隠蔽するという情報公開条例が是認する非開示処分の本来の目的以外の目的のために行われたものであると主張する。

本審査会が調査したところ、本件対象公文書については監査委員の監査（平成16年9月17日）が実施され、平成16年11月12日群馬県報第8234号（監査委員公告、監査公表第9号）で「適正に執行されたものと認められた」との結果が公表されている。

また、諮問を受け条例第30条に基づく調査及び条例第31条に基づく実施機関からの意見の陳述を実施したところであるが、その記載内容や説明に不自然な点はなかったことから、当該事務が適正に行われているものとして「第1 審査会の結論」の判断を行ったものである。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 3月 9日	諮問
平成17年 4月13日	諮問庁からの理由説明書を受領
平成17年 8月23日 (第114回審査会)	審議（本件事案の概要説明、実施機関の口頭意見陳述、審査請求人の口頭意見陳述）
平成17年 9月20日 (第115回審査会)	審議
平成17年10月13日	答申

別紙 第2 2 実施機関の決定に対応する部分開示決定

公文書	開示をしない部分	開示をしない理由
<p>報償費証拠書類編</p>	<p>(1) 各月分捜査費総括表のうち、金額記載の欄 ただし、次の部分を除く。 平成15年度4月分のうち、(返納に係る)「前月分からの繰越金額」、「本月返納額欄」及び「残額欄」</p> <p>(2) 捜査費支出伺 全部</p> <p>(3) 支払精算書 全部</p> <p>(4) 捜査費交付書兼支払精算書 全部</p> <p>(5) 支払精算書の添附書類としての領収書等(支払伝票を含む) 全部</p>	<p>【条例第14条第4号該当】所属別、月別の受入金額、支払金額、繰越金額を明らかにすることにより、その変動状況から犯罪捜査の進展状況の分析が可能となり、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【条例第14条第4号該当】対象公文書には、所属別、月別の犯罪捜査活動及び情報提供者が記載されているほか、その枚数から捜査費の執行件数の変動状況が判明し、個別事件に対する警察の取組み、方針等の分析が可能となることから、枚数を含め、これを公にした場合、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【条例第14条第2号該当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人(情報提供者)を識別できる情報である。 ・公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして実施機関が定める職にある職員の氏名である。
<p>報償費現金出納簿</p>	<p>(6) 報償費現金出納簿のうち、各記載部分 ただし、次の部分を除く。 摘要欄記載のうち、「本部長から交付受 4月分報償費」、「前葉締高」及び「追次締高」の記述 年度末の追次締高に係る「収入金額欄」、「支払金額欄」及び「差引残高欄」 年度末の残高取扱責任者へ返納に係る「年月日欄」、「摘要欄」及び「収入金額欄」 年度末の4月分計に係る「摘要欄」及び「収入金額欄」 年度末の累計に係る「摘要欄」、「収入金額欄」、「支払金額欄」及び「差引残高欄」 年度末の4月分計に係る所属長等の印影</p>	<p>【条例第14条第4号該当】非開示部分には、報償費の交付日、交付金額、返納金額、取扱事件名、事件ごとの担当捜査員名、月ごとの受払の合計金額及び累計金額等が記載されており、これらの記述及び月ごとの記載の行数から、犯罪捜査の進展状況の分析が可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【条例第14条第2号該当】</p> <p>公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして実施機関が定める職にある職員の氏名である。</p>